



寧月

三

審判

星月

(夕刊)

1987年(昭和62年)12月14日

月曜日

36612号 (日刊)

今日の問題

全国の裁判所で巡回内のカメラ取材が十五日分の条件付で解禁となりました。

運用要領によれば、①最高裁判長の許可を得たうえ開廷前の二分間に限られ、刑事裁判の場合は報告の

法廷と写真取材

いよいよ状態で行なわれる②スチールカメラ、③ビデオカメラ等の一人の代表取材として、照相や録音機材の使用は認めないなど、厳しい条件がつけられています。それでも全面禁止に近づいた現状に比べれば前進である、開かれた司法への第一歩として意義深い。

法廷内の写真取材が戦後の一時期、かなり自由と認めたが、帝銀二審、

松川ほひの着獄事件やなりゆーべ監画のカメラが巡回によって止めた。

しかし、裁判員の評議が無視され強烈なマイナスを感じる取材側の一部行為があるあり、昭和四十七年以降

は、被告の出席したて最高裁判所が一部の地、高裁を除き、カメラはまだ巡回から離れていた。ロッキード裁判など

で、巡回の運営が緩和された。裁判所も巡回機関の協力による、より慣行がいつのまにかにならなかった。裁判所に再考を促して、心のないわれである。

裁判所がカメラ取材を禁止したこと自体、巡回の秩序維持と被告の人権保護についた。巡回は難道側が今後も配慮しなければならない。しかし、米国の中でも裁判の理由で認められていて、メモ禁止の理由がかかる場合もあるが、もう少し薄めなのが

ね。撮影機材の改良、巡回も譲り受けた巡回の運営をやむにない